

# 有効期間更新のための身体検査基準

## ■身体検査基準(小型船舶操縦士)■

検査項目	合格基準
視力 (五メートルの距離で万国視力表による。)	次の各号のいずれかに該当すること。 ① 視力(矯正視力を含む。以下同じ。)が両眼ともに0.5以上であること。 ② 一眼の視力が0.5に満たない場合であっても、他眼の視野が左右150度以上であり、かつ、視力が0.5以上であること。
聴力	船内の騒音を模した騒音の下で300メートルの距離にある汽笛の音(海上衝突予防法施行規則(昭和52年運輸省令第19号)第18条に規定する汽笛の音であって、音圧については120デシベルとする。)に相当する音を弁別できること。(補聴器により補われた聴力による場合を含む。)
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があっても軽症で小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないと認められること。ただし、法第23条の11において準用する法第5条第6項の規定による限定がなされた操縦免許を受けようとする者については、身体機能の障害があってもその障害の程度に応じた補助手段を講ずることにより小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の操縦に支障がないと認められることをもって足りる。

## ■身体検査基準(海技士)■

検査項目	合格基準
視力 (五メートルの距離で万国視力表による。)	海技士(航海)の資格 視力(矯正視力を含む。)が 両眼共に0.5以上であること。
	海技士(機関)の資格 視力(矯正視力を含む。)が 両眼で0.4以上であること。
	海技士(通信)又は海技士(電子通信)の資格 視力(矯正視力を含む。)が 両眼共に0.4以上であること。
色覚	船舶職員として職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	五メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。